

令和3年度 獨協医科大学教育セミナー ～with コロナの時代への挑戦～

電話診療時の処方への対応

- 1) 獨協医科大学病院 薬剤部
- 2) 獨協医科大学病院 地域連携・患者サポートセンター医療連携部門
兼 総合がん診療センターがんゲノム診療支援室

本田雅巳¹⁾ 上武真佐恵¹⁾ 高橋勇貴²⁾



電話診療による処方発行の経緯

- 2019年 12月 中国の湖北省・武漢市で原因不明の肺炎患者確認
- 2020年 1月16日 国内初の感染者が報告される
 - 2月 5日 「ダイヤモンド・プリンセス号」横浜沖で14日間の船上隔離開始
 - 2月13日 日本国内で初の死者確認 感染経路不明の事例相次ぐ
 - 2月27日 安倍晋三内閣総理大臣（当時）が3月2日から日本全国の小中高校の臨時休校を要請
 - 2月28日 「新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての
電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて」発出
- 3月10日 電話診療や院外処方箋送付依頼が入りはじめ、対応開始
- 3月11日 薬剤部、地域連携・患者サポートセンター、外来担当看護師 等で打ち合わせ
- 3月12日 電話診療・処方対応システムの原案完成
- 3月13日 電話診療や処方箋の取扱いについて、ホームページ掲載開始
改正新型インフルエンザ等対策特別措置法（新型コロナウイルス特措法）が成立
- 4月 7日 政府が緊急事態宣言を発出（7都道府県対象）
- 4月16日 緊急事態宣言を全国に拡大
- 2021年 2月 1日 院内調剤薬の配送方法の変更について
送料支払い時の患者と宅配業者の相互の感染防止のため、
「着払い」から「病院立て替え払い」方式に変更



事務連絡
令和2年2月28日

各 都道府県保健所設置市特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や
処方箋の取扱いについて

今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本方針」という。）がとりまとめられたところで、基本方針を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、慢性疾患等を有する定期受診患者等が継続的な医療・投薬を必要とする場合に、電話や情報通信機器を用いた診療によりファクシミリ等による処方箋情報の送付等の対応が必要なケースがあることから、あらかじめ、その取扱いに関する留意点を別添にまとめましたので、貴管下の医療機関、薬局等に周知していただくようお願いいたします。

以上



別添

慢性疾患等を有する定期受診患者等に係る
電話や情報通信機器を用いた診療、処方箋の送付及びその調剤等に関する留意点について

1. 電話や情報通信機器を用いて診療し医薬品の処方を行い、ファクシミリ等による処方箋情報の送付される場合

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、慢性疾患等を有する定期受診患者等において、当該慢性疾患等に対する医薬品が必要となる場合、感染拡大を抑制する機会を少なくするため、一般的に、長期間にわたる慢性疾患等に対して医薬品が必要となった場合には、電話や情報通信機器を用いて診療した医師は、これまでも当該患者に対して処方されていた慢性疾患治療薬を処方の上、処方箋情報等、ファクシミリ等により、患者が希望する薬局に送付し、薬局はその処方箋情報に基づき調剤する。
- ② 処方箋情報のファクシミリ等による送付は、医療機関から薬局に行くとを原則とするが、患者が希望する場合には、患者自身が処方箋情報を薬局にファクシミリ等により送付することも差し支えない。
- ただし、新型コロナウイルスへの感染を疑う患者は、「複数」「間断」だけでは診断や重症度の評価が困難であり、初診から電話や情報通信機器を用いた診療を行った場合、重症化のおそれもあることから、初診で電話や情報通信機器を用いた診療を行うことが許容される場合には診察中、医師の対応による調剤を行うこととする。なお、新型コロナウイルスへの感染者との濃厚接触が疑われる患者や軽症候を有し新型コロナウイルスへの感染を疑う患者については、電話や情報通信機器を用いて、対面を要しない健康相談相談や受診勧誘を行うことは差し支えない。その場合、新型コロナウイルスを疑った場合の医師の対応などを考慮し、必要に応じて、帰国者・接触者相談センターに相談することを勧奨することとする。

2. 医療機関における対応

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、電話や情報通信機器を用いた診療で処方する場合、慢性疾患等を有する定期受診患者等について、当該患者が電話回線に接続しているかかりつけ医等が、その利便性や有効性が危険性を上回ると判断した場合には、これまでも当該患者に対して処方されていた慢性疾患治療薬を電話や情報通信機器を用いた診療で処方することは、事前に診療計画が作成されていない場合であっても差し支えないこととする。
- 電話や情報通信機器を用いた診療で処方する場合、患者の同意を得て、医療機関から患者が希望する薬局にファクシミリ等により処方箋情報を送付することとして差し支えない。
- 医療機関は、処方箋を保管し、後日、薬局に当該処方箋を送付するか、当該患者が医療機関を受診した際に当該処方箋を手渡し、薬局に持参させる。
- 医師は、ファクシミリ等により処方箋情報を薬局に送付した場合は、診療録に送付先の薬局名を記録することとする。
- 医師は、③により、薬局から、患者から処方箋情報のファクシミリ等による送付があった旨の連絡があった場合には、診療録に当該薬局を記録すること。この場合に、同一の処方箋情報が複数の薬局に送付されていないことを確認することとする。

3. 薬局における対応

- 患者からファクシミリ等による処方箋情報の送付を受けた薬局は、その真偽を確認するため、処方箋を発行した医師が所属する医療機関に、処方箋の内容を確認することを行うが、薬剤師法第24条に基づく製薬会社とは別途、必ず行うこととする。なお、患者を安全に医療機関からファクシミリ等による処方箋情報の送付を依頼された場合には、この確認行為は行わなくてもよい。
- 医療機関から処方箋原本を入手するまでの間は、ファクシミリ等により送付された処方箋を薬剤師法（昭和35年法律第146号）第23条～第25条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第49条における処方箋とみなして調剤等を行う。
- 調剤した薬局は、患者と相談の上、当該薬局の品質の確保や、薬剤の取り扱いは可能な対応の患者へ渡し、薬剤師は電話や情報通信機器を用いて行うこととしても差し支えない。また、長距離地方に居住する患者の服薬プロブレムの低下や薬剤師の損失等を回避するため、調剤後、必要に応じて電話や情報通信機器を用いて医薬指導等を実施する。
- 可能な時期に医療機関から処方箋原本を入手し、以降にファクシミリ等を送付された処方箋情報ともを保管することとする。



病院のご案内 > 診療部門のご案内 > 外来診療区のご案内 > 採用情報 > 医療機関の方 >

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、慢性疾患等を有する定期受診患者さんに対し電話診療による投薬（原則、着払いによる送付）または院外処方箋発行を取扱いいたします。

以下に電話等診療による手順をご案内します。

- 再診予約票に記載されている各診療科（電話番号）に直接ご連絡ください。
診療科により電話診療の対応時間が異なるため、事前に電話にてお問い合わせください。

【問い合わせ電話受付時間】
14時00分～16時00分
（土曜日、日曜日、祝日、4月23日（開学記念日）を除く）
9時00分～11時00分
（第3土曜日を除く土曜日）

※問合せ数によっては電話が繋がりにくくなることが予想されますが、ご了承の程よろしくお願ひ申し上げます。

- 診療料受付で次の①から④（または⑥まで）を確認後、医師に繋がります（電話診療）。
 - 患者名
 - 患者 I D
 - 患者 T E L
 - 患者住所（処方薬品送付先）

令和2年3月14日

関係各位

院長 平田 幸一

感染症対策のための電話診療による投薬などについて

今般、厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて」（令和2年2月28日）が発出されました。

これを受け、当院でも感染拡大の防止という観点から、慢性疾患等を有する定期受診患者等が継続的な医療・投薬を必要とする場合に、電話診療による投薬（原則、着払いによる送付）または院外処方箋発行を行うこととしました。（ホームページ参照）

別添のフローに従いご対応ください。ご協力の程よろしくお願ひいたします。なお、「電話診療」の時間などは、各診療科で対応の検討をお願いします。

令和2年4月9日
一般社団法人 橋本薬業副協会
会長 酒澤 和信 様
獨協医科大学病院
病院長 窪田 敬一

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための電話診療による処方箋発行について

平素より大変お世話になっております。
当院では、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、慢性疾患等を有する定期受診患者さんに対し、電話診療による処方箋発行を開始いたしました。患者さんより厚労省保険薬局への院外処方箋発行希望があった場合、FAX送信などさせていただきます。ご対応の程、よろしくお願い申し上げます。

なお、当院では、FAX送信の防止の観点から、
① 事前に「FAX送信」を承認させていただきます。
② その際、送付先を指定させていただきます。
③ 必要に応じて、送付先を指定させていただきます。
④ FAX送信が完了した場合は、後日、FAX送信した保険薬局に郵送させていただきます。
ご不明な点等ございましたら、下記問い合わせ窓口にご連絡ください。

【各種問い合わせ窓口】
受付時間：平日 9:00～17:00 土曜 9:00～14:00
休診日：日曜・祝日・第3土曜日、年末年始（12月29日～1月3日）、開学記念日（4月23日）
① FAX送信等事務 TEL：0282-87-2383 FAX：0282-86-5446
地域連携・患者サポートセンター・医療情報部門
② 処方内容（診療、処方に関する疑義・質問など） TEL：0282-86-1111（代表）各診療科・処方医
③ 保険関係（保険番号、公費負担など） TEL：0282-87-2249 外来課
④ 調剤に関すること TEL：0282-87-2246 薬剤部外来調剤室

（処方箋・調剤の滞り）
処方箋・調剤の滞りについては、変更内容が入った処方箋をFAX送信していただき、プロシールに貼付変更した場合は、通常の業務時間による変更の場合も同様にFAXでの連絡をお願いします。処方箋の滞りは処方箋の送付に個人・クリニックレベルでの連携協力が必要となります。
薬剤部 FAX：0282-87-2910 詳細はホームページをご覧ください

令和3年2月1日

関係各位

薬剤部

電話等診療における院内調剤薬の配送方法の変更について

平素より外來投薬業務にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
さて、現在、電話等診療における院内調剤薬の配送は、「着払い」となっておりますが、今般の感染拡大状況を鑑み、送料支払い時の患者さんと宅配業者の相互の感染防止のため、送料を「病院立て替え払い」方式に変更いたします。
患者さんへの説明など、ご対応をよろしくお願ひいたします。

記

- 運用開始日：令和3年2月8日（月）
- 変更点：
 - 処方薬の配送方法
・「着払い」 ⇒ 「病院立て替え払い」（次回来院時、請求）
 - 投薬チェック票の変更
・「着払い」 ⇒ 「次回、来院時にお支払い」
 - その他
・薬の到着時、宅配業者と「非対面での受け取り」への協力依頼をお願いします。

以上

電話診療における院内処方の薬剤配送件数

電話等診療に関わる院内処方薬剤送付件数

年月	件数
令和2年3月合計	56
4月合計	800
5月合計	416
6月合計	148
7月合計	129
8月合計	110
9月合計	101
10月合計	99
11月合計	68
12月合計	102
令和3年1月合計	289
2月合計	157
3月合計	97
4月合計	94
5月合計	100
6月合計	83
7月合計	79
8月合計	147
9月合計	117
10月合計	90
11月合計	58
12月合計	65
総計	3405

電話診療における院外処方箋FAX対応件数

年月	件数
2020年 3月	23
4月	370
5月	294
6月	152
7月	157
8月	137
9月	127
10月	110
11月	114
12月	151
2021年 1月	290
2月	213
3月	212
4月	191
5月	151
6月	170
7月	153
8月	183
9月	206
10月	174
11月	168
12月	145
合計	3891



※2020年3月14日～開始

院内処方の薬剤配送関係

2020/3/14～2021/12/31

送付先	件数
宇都宮市	816
栃木市	409
鹿沼市	272
佐野市	140
壬生町	177
小山市	97
日光市	132
足利市	75
真岡市	45
矢板市	53
那須塩原市	37
さくら市	57
下野市	65
高根沢町	32
塩谷町	18
那珂川町	15
益子町	25
芳賀町	26
茂木町	19
大田原市	50
野木町	9
上三川町	50
那須町	25
那須烏山市	52
市貝町	5
合計	2801

県外	件数
茨城県	157
埼玉県	105
群馬県	111
東京都	48
千葉県	20
神奈川県	32
福島県	23
長野県	4
福岡県	1
山梨県	2
熊本県	1
青森県	3
宮城県	1
兵庫県	2
合計	510

診療科	件数
心内	284
消内	105
血内	19
腎内	87
内代	200
呼ア	139
脳内	686
精神	614
皮膚	67
小児	191
一外	41
小外	13
二外	41
脳外	50
呼外	2
心外	1
整外	47
産婦	22
泌尿	15
眼科	79
口外	5
麻酔	110
形成	0
乳腺	40
リ腫	303
総科	10
耳鼻	126
排C	43
合計	3340

院外処方のFAX対応関係

薬局所在地	薬局数
栃木県	386
宇都宮市	131
足利市	15
栃木市	51
佐野市	24
鹿沼市	25
日光市	20
小山市	22
真岡市	18
大田原市	9
矢板市	4
那須塩原市	9
さくら市	9
那須烏山市	2
下野市	16
上三川町	5
益子町	2
市貝町	1
壬生町	14
野木町	3
高根沢町	3
那須町	1
那珂川町	2

県外	件数
宮城県	3
福島県	11
茨城県	43
群馬県	18
埼玉県	41
東京都	11
千葉県	4
神奈川県	6
山梨県	1
滋賀県	1
長野県	1
合計	140

診療科	件数
心内	392
消内	101
血内	7
腎内	95
内代	114
呼ア	48
脳内	474
精神	486
皮膚	126
小児	626
一外	4
小外	20
二外	4
脳外	2
心外	19
呼外	2
整外	41
産婦	102
泌尿	18
眼科	32
耳鼻	83
口外	10
麻酔	927
形成	9
乳腺	4
リ腫	65
総科	42
排C	25
聴視	2
放治	1
合計	3891

ご清聴ありがとうございました